

東邦大学オープン アクセスポリシー

展示期間：2023年9月4日（月）～11月4日（土）

近年，オープンアクセスの進展はめざましく，2023年6月9日に閣議決定した「統合イノベーション戦略2023」※では，「学術論文等のオープンアクセス化の推進」に関する方針が示され，“我が国の競争的研究費制度における2025年度新規公募分からの学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する”ことが明記されました。

本学においても，学術研究のさらなる発展に寄与すること，またその成果を社会に還元することで，地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として，2023年7月1日に「東邦大学オープンアクセスポリシー」が制定されました。

本展示では，オープンアクセスと「東邦大学オープンアクセスポリシー」，そして論文をオープンアクセスにする方法についてご紹介します。

※ 統合イノベーション戦略2023（2023年6月9日閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/2023.html>



1. オープンアクセスとポリシー

1. オープンアクセス（OA）とは

欧米の学術出版社の寡占化などによる学術雑誌の高騰が進み、1980年代後半から、図書館では学術雑誌の契約を維持できなくなりました。結果、シリアルズ・クライシス（雑誌の危機）と呼ばれる状況に陥りました。

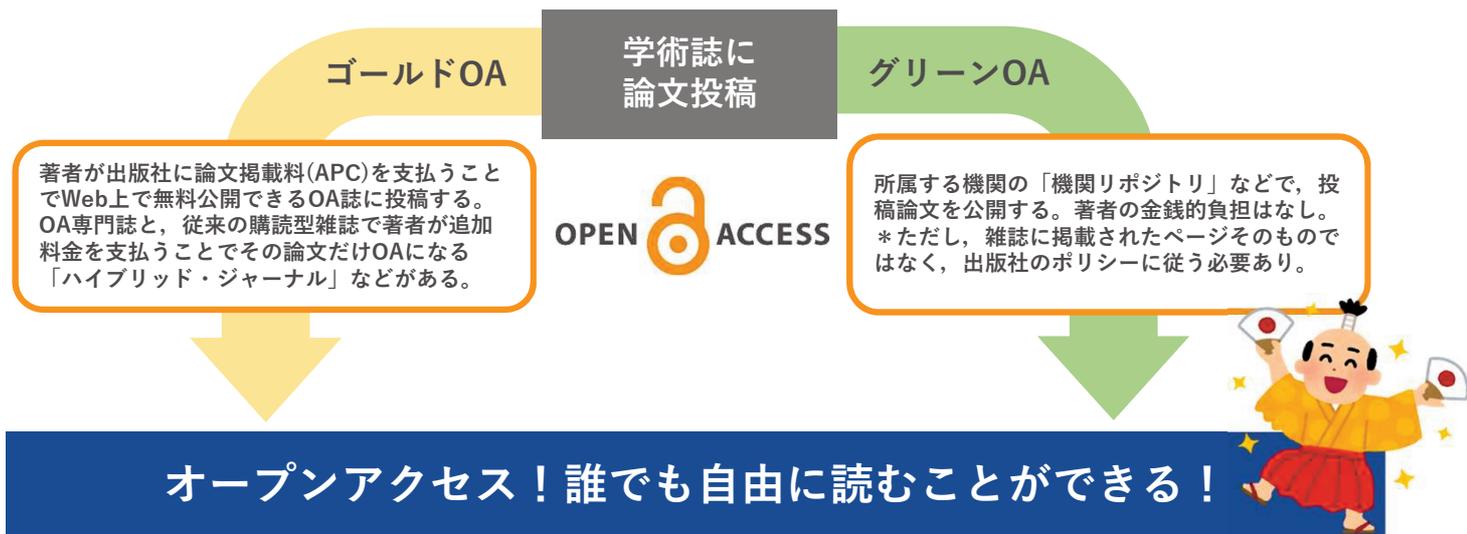
そこで商業出版社に対し、「研究成果」を研究者自身の手に取り戻そうというオープンアクセス(OA)運動が盛り上がり、1998年に北米研究図書館協会による「SPARC」が発足しました。

また、1998年に世界初のOA出版社BioMed Central (BMC) が設立されました。BMCは、出版経費を読者の購読料ではなく、著者が支払う論文掲載料 (APC) に転換することにより、OA誌の刊行を可能としました。

現在は、OAに懐疑的な立場を取ってきた大手出版社もOA誌を刊行し、商業出版社のシュプリンガー社がBMCを買収するなど、ビジネスモデルとして定着しました。



手段によってゴールドOA（ゴールドロード）とグリーンOA（グリーンロード）の二つに大別されます。



2. オープンアクセスポリシーとは

オープンアクセスを推進していくために、様々な団体がオープンアクセスについてのポリシー（方針）を公表しています。

例えば、内閣府が行う、科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合の中では、2023年度の早期に国としての方針を明示するとしています。

研究助成機関である科学技術振興機構（JST）や日本学術振興会（JSPS）では、助成した研究に対し、オープンアクセス化するようポリシーを公表しています。

エルゼビア社やワイリー社などの出版社でも、自社のジャーナルに掲載された論文を対象として、どのように取り扱うか定めたポリシーがあります。

同様に、大学や研究機関でも、所属している教員や研究員を対象としたポリシーが定められるようになってきています。今回の展示会は、特に「日本の大学や研究機関が公表するポリシー」に焦点を当てて、まとめています。本学でも、JPCOAR（オープンアクセスリポジトリ推進協会）が定めた「オープンアクセス方針策定ガイド」や他大学で制定されたポリシーなどを参考に、策定が進められました。

II. 東邦大学オープンアクセスポリシー

本学では「オープンアクセスポリシー」とその詳細について説明した「実施要領」を制定しています。ここでは実際にポリシーの全文を記載し、実施要領から補足して解説します。

東邦大学オープンアクセスポリシー

令和5年7月1日制定

(趣旨)

1 東邦大学（以下「本学」という。）は、「自然・生命・人間」を建学の精神として、正しい自然観・生命観に基づいた教育・研究と医療活動を介して、人材を育成するとともに自然・生命科学を普及することにより、文化の発展に寄与することを使命としている。この建学の精神および使命に基づき、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元することで、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍する教職員が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。

- (1) 東邦大学学術リポジトリで公開する。
- (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
- (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
- (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等で公開する。

(適用の例外)

3 リポジトリでの公開が著作権等のやむを得ない理由で不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

5 東邦大学学術リポジトリで公開する場合、教職員は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提出する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「東邦大学学術リポジトリ運用規則」に基づき取り扱う。

(その他)

6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

ゴールド・オープンアクセスだけでなく、東邦大学学術リポジトリに研究成果を登録することによるグリーン・オープンアクセスの実現も想定しています。

- 対象者は、常勤の教職員としていますが、対象ではない非常勤の教職員、有期雇用者、名誉教授等、大学院生、学部生についても、リポジトリで研究成果を公開することができます。
- 対象とする研究成果は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された論文です。学外研究者との共同研究成果も対象となります。
- 科研費などの助成を受けた研究報告書、学会発表時の抄録等については対象外です。
- 本学在籍時にリポジトリで公開した研究成果は、当該者が本学に在籍しなくなった場合も引き続き公開されます。
- リポジトリで公開した成果物の著作権は、本学に移転されることなく、公開前の著作権者が保持します。

主に以下が想定されています。

- 著作権を出版社に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合
- 共著者の合意が得られない場合
- 研究成果に個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合
- 捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

施行日以降に出版された研究成果を対象としますが、希望があれば過去の研究成果もリポジトリへ登録できます。

Ⅲ. 論文をオープンアクセスにするには

本学のポリシーでは、東邦大学に在籍する常勤の教職員に対して論文をオープンアクセスにすることを求めています。また対象としていない教職員（非常勤の教職員、有期雇用者、名誉教授等）や、大学院生、学部生についても、論文をオープンアクセスにすることができます。

オープンアクセスを実現する手段としては、大別すると次の2種類があります。

①ゴールド・オープンアクセス

- ・著者が、出版社へ掲載論文を無料公開するための費用（APC：Article Processing Charge）を支払うことで、オープンアクセスにする方法です。
- ・出版後、すぐに誰でも無料でアクセスすることが可能となりますが、費用負担が発生します。
- ・APCにより雑誌自体がすべてオープンアクセスとなっている雑誌と、購読が必要な雑誌の中に、著者によりAPCが支払われて誰でも無料で読める論文と、購読者しか読めない論文が混在している雑誌があります。

②グリーン・オープンアクセス

- ・機関リポジトリ等で、出版社版または著者最終稿を無料公開する方法です。
- ・著者に費用負担はありませんが、出版社版の掲載不可や、出版後、一定期間を経ないと機関リポジトリに掲載できないなど、出版社版の条件や制限が課される場合があります。

東邦大学オープンアクセスポリシーでは、ゴールド・オープンアクセスだけでなく、東邦大学学術リポジトリ（以下、リポジトリ）に研究成果を登録することにより、グリーン・オープンアクセスの実現を目指します。

リポジトリへの登録について

(1) 研究成果の提出方法

- ・リポジトリで研究成果の公開を行う場合は、リポジトリに掲載可能な版の論文データと、登録依頼書をリポジトリ担当者へ送付してください。
- ・論文データは電子ファイルでご送付ください。電子ファイルの形式は問いませんが、リポジトリへの登録にあたっては、原則としてPDFファイルに変換させていただきます。
- ・研究成果の提供に際しては、事前に共著者の許諾を得てください。許諾に関する文書を提出する必要はありません。



(2) リポジトリ公開が許諾される版について

- ・リポジトリへの公開が許諾される版は、掲載誌によって異なります。
- ・許諾される版が不明な場合は、著者最終稿を送付してください。多くの出版社で、著者最終稿はリポジトリ公開が許諾されています。
- ・著者最終稿とは学術雑誌等へアクセプトされる直前に著者が提出した原稿のことで、出版社によるレイアウト調整等の手が加えられていない版を指します。



(3) リポジトリ公開までの流れについて

- ・リポジトリ担当者が、送付いただいた論文データ等について、出版社の許諾条件や、公開禁止期間（embargo）の確認を行います。論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書（Copyright Transfer Form）を添付いただくと、確認作業がスムーズに行えますのでご協力をお願いします。
- ・確認後、支障がなければ、リポジトリ担当者が登録作業を行い、研究成果を公開します。
- ・登録にあたり、書誌情報、出版社版のURL DOI など 出版社・学会等が指定する情報を追記することがあります。
- ・公開禁止期間（embargo）が定められている場合は、リポジトリ担当者が、指定された期日まで公開を保留する措置を取ります。



(4) 研究成果の提出依頼について

- ・本ポリシーで対象とする研究成果については、定期的に（年1回程度）、東邦大学教育・研究業績データベースをもとに、リポジトリ担当者より登録申請の手続きを個別に依頼いたします。皆様のご協力をお願いします。